

介護保険料に関するQ&A

問 1 65歳になったら保険料の通知がなぜ来るのですか。

(答) 社会保険や国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方(第2号被保険者)は、ご加入の医療保険料と一緒に介護保険料を納入しています。65歳になられた月(誕生日の前日に属する月)から第1号被保険者となって、介護保険料は弥富市へ納めていただく方法に変更になります。

問 2 介護保険に加入していないのにどうして保険料の納付書が来るのですか。

(答) 介護保険法に基づき、本人の届け出が無くても、弥富市に住所がある65歳以上のすべての方が第1号被保険者となります。介護保険被保険者証は、65歳になられた月の翌月までに交付し、また、介護保険料の納付書は、4月から8月生まれの方は8月に、9月から3月生まれの方は誕生月の翌月までに送付しています。

介護保険は、被保険者一人ひとりに保険料を負担していただき、社会全体で介護を支えていく社会保障制度ですので、ご理解をお願いします。

問 3 65歳になりましたが、すぐに保険料が年金から天引きされないのはなぜですか。

(答) 年金から介護保険料を差し引くことを特別徴収と呼んでいます。特別徴収をするためには6ヶ月から1年程度の期間が必要です。年金保険者(日本年金機構、共済組合等)から市へ特別徴収対象者名簿が通知され、住民かどうか照合した上、照合金額の通知などを行い、手続きが完了するのを待って特別徴収が開始されます。特別徴収を開始する時期は、4月、6月、8月、10月です。特別徴収を開始する場合は、事前に通知します。

問 4 65歳になったのですが、国民健康保険でも介護保険料を納めているのに、介護保険からも通知が来ました。二重払いになっているではありませんか。

(答) 国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方は、国民健康保険税と一緒に介護保険料を納める制度になっています。世帯に年度途中で65歳になられる方がおられる場合は、国民健康保険税に加算されている介護保険料は、65歳になられる月の前月までの分を計算し、その年度額を3月まで均等に月割りして納入いただくようになっています。納入時期は65歳以上の方の介護保険料の納入時期と重なりますが、二重払いにはなっていません。

問 5 私は65歳になりますが、引き続き会社の健康保険に加入します。妻(60歳)も引き続き扶養家族としますが、介護保険料はどのようになりますか。

(答) 本人は、65歳になられた月から弥富市に介護保険料を納めることになります。誕生日になった月分から今まで給料から引かれていた介護保険料は引かれませんが、引き続き医療保険(全国健康保険協会)の扶養家族として加入する妻には、介護保険料がかかりません。ただし、健康保険組合の規約で定めがある場合には、第2号被保険者である妻を扶養している夫に介護保険料の負担が生じる場合があります。

問 6 保険料の納付書が届きました。ゆうちょ銀行(郵便局)・コンビニエンスストアでも納められますか。

(答) 介護保険料は、ゆうちょ銀行(郵便局)、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリにて納めることができます。詳しい納付場所については、介護保険料納入通知書(納付書)に記載されていますのでご確認ください。

問 7 口座振替で納付したいのですが。

(答) 申し込み用紙は、お取引のある金融機関、弥富市役所、十四山支所にございます。手続き方法は、口座振替依頼書にご記入していただき、納付書・預金通帳・届出印鑑をお持ちになって、お取引のある金融機関、弥富市役所、十四山支所のいずれかの窓口でお申し込みください。口座振替の申込みは、納期の2か月前までに手続きしていただくと、ご指定の口座から自動的に保険料が振り替えられます。なお、口座振替のたびに領収書を発行しませんので、各納期の振り替え状況については、預金通帳により確認してください。

問 8 年金からの天引きの通知をもらいましたが、口座振替に変更できないのですか。

(答) 介護保険料を納付いただく方法は、介護保険法に規定されており、年金受給額が年額18万円以上受給されている方から天引きすることになっています。高齢の方が銀行や郵便局で納付する手間を省くとともに、収納関係経費を抑え、確実な収納を行うために法律で決められています。

このため、年金を受給されている方は、自動的に年金からの天引きになり、希望により納付書口座振替による納付に変えることは出来ませんのでご理解をお願いします。

問 9 今まで介護保険料は年金から天引きされていたのに、納付書が届きました。どうしてですか。

(答) 今まで年金から天引きされていた方でも、次のような方は、年金からの天引きは停止となり、しばらくの間、普通徴収になります。

- ① 他市町村から転入してきた場合
- ② 受給されている年金の種類が変わった場合
- ③ 年金の現況届の提出が遅れた場合
- ④ 年金を担保に借入れされた場合
- ⑤ 税の修正申告をした結果、介護保険料額が減額になった場合(増額の場合、増額分のみ普通徴収になります)

問 10 死亡した場合、保険料はどうなりますか。

(答) 市民課への死亡届の手続きにより保険料を死亡月の前月(資格喪失日の前日)分までの月割りで計算し、変更決定通知書をご遺族にお送りします。死亡された方が年金を受給していた場合、ご遺族は年金保険者(日本年金機構、共済組合等)に手続きをしてください。ご遺族が死亡届を提出しても年金保険者が年金からの保険料の徴収を停止するには2、3か月かかるため、死亡後に振り込まれる年金から介護保険料が徴収されることがあります。その場合、年金保険者の処理結果を待つて弥富市から還付することになります。

問 11 弥富市から転出した場合、保険料はどうなりますか。

(答) 保険料は弥富市と新住所地とで月割りになります。例えば、10月15日に転出した場合、9月分までが弥富市、10月分からは新住所地にて保険料がかかります。また、転出後に月割り計算した変更通知をお送りします。

問 12 弥富市へ転入したのですが、すでに年金から介護保険料を引かれているのに納付書が届きました。
二重請求ではないですか。

(答) 転入された月から月割りで保険料を計算し、納めていただくことになります。すでに年金から天引きされている分は、前住所地の市町村へ入金されますので、納めすぎの保険料がある場合は、前住所地の市町村からお返しすることになります。詳しくは前住所地の市町村にお問い合わせください。

(問9 の答①を参考にしてください。)

問 13 保険料はどのように決められますか。

(答) 65歳以上の方には、3か年に弥富市で必要な給付費用の23%を負担していただくため、65 歳以上の人数や所得状況等を勘案して、基準額(第5段階)を算定し15段階の保険料を算定しています。
[公費負担:50%、40歳~64歳の方の負担:27%、65 歳以上の方の負担:23%]

問 14 なぜ期別の保険料が均等ではないのですか。

(答) 期別の保険料は、期別に応じて異なります。年間保険料で見た場合、所定の保険料となります。特別徴収(年金からの天引き)の場合、4月と6月と8月の保険料は2月と同額を仮徴収し、10月以降で調整しています。また、普通徴収(納付書による納付)の場合、年額を納付回数で割って納めていただくため、100 円単位の差額を最初の納付額で調整しています。

問 15 息子夫婦と3人で暮らしています。息子は市町村民税を課税されていますが、私は非課税です。保険料(令和6年度から令和8年度)はいくらになりますか。

(答) 保険料は、ご本人及び世帯の市町村民税課税状況などにより、15段階に区分されています。ご本人は非課税で、世帯の中に市町村民税の課税されている方がおられる場合は、本人の年金収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の場合は第4段階(年額66,900円)となり、80万円を超える場合は第5段階(年額74,400円)となります。

問 16 生活が苦しいので保険料を安くできませんか。

(答) 介護保険制度では、65歳以上の方すべてが保険料を負担することを原則としています。保険料額を決める時点で所得や課税状況を反映しています。

なお、火災等の災害にあった、リストラの影響等により収入が著しく減少した場合等で保険料を支払うことが困難な場合、介護保険料が減免されることがあります。詳しいことは、介護高齢課にご相談ください。

問 17 保険料の通知は、毎年いつ頃来るのですか。

(答) 介護保険料は、原則当該年度の4月1日を賦課期日として、前年の合計所得金額等により算定し、市民税の課税状況が確定する6月に決定します。特別徴収の方は8月上旬、普通徴収の方は8月下旬 に決定通知書を送付し、年間の保険料額と各期の支払い額をお知らせします。普通徴収(納付書による納付)で全部又は一部を納入いただく方には、納付書を一緒に送付しています。

なお、年間の保険料額とは、4月から翌年の3月までの間の金額です。

問 18 保険料は税の控除になりますか。

(答) 介護保険料は、健康保険料、年金保険料と同様に、所得税・市民税の社会保険料控除の対象となります。申告書の社会保険料控除を記入する欄に、前年の1月から12月までに1年間に納付された介護保険料額を記入してください。

ただし、特別徴収で納付した保険料が社会保険料控除対象になるのは、年金受給者本人のみに限られます。普通徴収の場合、被保険者の保険料を扶養者が支払っている場合、扶養者の社会保険料控除の対象になります。

問 19 納めた保険料の年額を知りたいのですが。

(答) 毎年1月に普通徴収分、特別徴収(非課税年金)分の前年の納付状況を送付します。

特別徴収(課税年金)分の前年の納付状況は年金機構から送付されます。なお、ご自身で計算される場合は、次のように確認してください。

① 納付書で支払った分

⇒納付書(領収書)の日付印がその年の1月～12月であるもの。

② 口座振替で支払った分

⇒通帳に印字された振替分がその年の1月～12月分であるもの。

③ 年金から徴収された分

⇒支給日がその年の1月～12月であるもの。年金保険者(日本年金機構、共済組合等)が発行する「公的年金の源泉徴収票」には、年金から徴収された介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険が合算で記載されています。

納付方法が複数ある場合は、①から③を合計してください。